# 平成 24 事業年度 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 25 年 9 月 滋賀県公立大学法人評価委員会

# 1 評価の基本方針

#### 1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学(以下「法人」という。)は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会(以下「本委員会」という。)は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

## 2 評価の基本的な考え方

- (1)評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

## 3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
  - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
  - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

- ・大学の教育研究等の質向上
- 大学経営の改善

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。(地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。)

# 2 全体評価

## 1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学(以下「県立大学」という。)は、第1期中期目標期間の6年間(平成18年度~平成23年度)において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期計画の初年度にあたる平成24年度は、人間文化学部に国際コミュニケーション学科を開設するなど国際化へ大きく踏み出したほか、自習室の増設など教育環境の整備が図られた。

また、研究に関しては、科学研究費補助金など外部資金の獲得に向けて様々な支援が行われ、特に若手教員の支援策が積極的に行われていることを評価するとともに、外部資金の獲得やより一層の研究の活性化につながることを期待したい。さらに、社会貢献については、新たに2市と協力連携に関する協定を締結するほか、これら協定自治体(5市)の首長との定期的な意見交換の場を持つなど、自治体との連携強化に積極的に取り組んでいる。

なお、「アドミッション・ポリシー(入学者受入れ方針)」、「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)」、「ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」の策定を受け、授業科目ごとの「学習到達目標」および「成績評価基準」を明確にする取組が行われているが、教育の質保証の重要課題であるので重点的に取り組まれたい。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「学生が育つ」、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に取り組んだ結果、年度計画80項目中76項目(95.0%)において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、

年度計画の進行状況については、「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。 第1期中期目標期間を終え、公立大学法人としての土台は固まったが、大学を 取り巻く環境は、今後ますます厳しさを増すことが見込まれる。県立大学におい ては、中期目標・中期計画を軸としつつ、時代の潮流を見極め、的確に対応でき るよう、理事長以下、役員・教職員がそれぞれの立場で力を発揮し、公立大学法 人としての使命を果たされることを望む。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			0		
Ⅱ 大学経営の改善			0		

#### 【評価の判断基準】

S:「特筆すべき進行状況にある」(評価委員会が特に認める場合)

A: 「計画どおり進んでいる」 (すべてIVまたはIII)

B:「概ね計画どおり進んでいる」(IVおよびⅢの割合が9割以上)

C:「やや遅れている」(IVおよびⅢの割合が9割未満)

D:「重大な改善事項がある」(評価委員会が特に認める場合)

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、 大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

## 2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

#### ▽特筆すべき事項

#### ○国際コミュニケーション学科の開設

・人間文化学部国際コミュニケーション学科を新たに設置したことに伴い、 交換留学先の大幅な増加、外国人を室長に置く国際化推進室の設置、研究 の国際交流の活発化など、国際コミュニケーション学科の設置を契機とし て国際化の機運が芽生えつつある。

#### ○研究の活性化

・科学研究費補助金の申請の原則義務化、研究計画書のレビュー体制の強化、 若手教員に対する重点的な研究費配分などに取り組むことにより、科学研 究費補助金の新規採択率は公立大学の平均を上回っており、研究の活性化 につながっているものと認められる。

#### ○自治体・地域との連携強化

・「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」として、新たに2市と協力連携に関する協定を締結するとともに、協定自治体の首長との定期的な意見交換の場を設けた。また、近江環人地域再生学座や近江楽座などこれまでも様々な教育プログラムで地域と密に関わってきたが、平成24年度は総務省の域学連携地域づくり実証研究事業に取り組み、学生と教員が地域課題の解決の現場に入るなど、自治体や地域との連携を一層強化していることは評価できる。

#### ▼今後の取組を期待する事項および課題となる事項

#### ●教育の質保証・向上

・「アドミッション・ポリシー(入学者受入れ方針)」、「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)」、「ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」を策定するとともに、これらを受けて授業科目ごとの「学習到達目標」および「成績評価基準」を明確にする取り組みが行われている。大学院での取り組みにやや遅れが見られるが、教育の質保証に関する重要課題であるので重点的に取り組まれたい。

#### ●全学的な国際化の推進

・人間文化学部国際コミュニケーション学科の開設により、県立大学のなかに国際化への機運が芽生えつつある。この機運を国際コミュニケーション学科だけにとどめることなく、全学へ波及効果が及んでいくような取り組みを期待する。

## ●外部有識者の活用

・公立大学法人化により、県立大学では、役員会、経営協議会、教育研究評議会のいずれにも外部有識者を役員または委員として登用している。大学経営に外部有識者が参画することは、幅広く外部の視点を活かせることから、今後も引き続き外部有識者の意見を大学経営に取り入れられるよう、積極的な取り組みに努められたい。

# 3 項目別評価

## I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目45項目のうち43項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

			IV	Ш	П	I	合 計
	法人の自己評価	項目数	2	42	1	_	45
伝入の日 5 計価	割 合%	4. 5	93. 3	2.2	_	100.0	
	評価委員会評価	項目数	3	40	2	_	45
計価安貝云計価	割 合%	6. 7	88. 9	4.4	_	100.0	

#### 【進行状況の基準】

IV:「年度計画を上回って実施している」 Ⅲ:「年度計画を概ね順調に実施している」 Ⅱ:「年度計画を十分に実施できていない」

I:「年度計画を実施していない」

## ▽評価できる項目

## ○3つの方針の明確化に関する目標を達成するための具体的方策

(2) 入学者受入れ方針を見直し、その結果を踏まえて速やかに新たな選抜方法 の導入(平成28年度入学生の特別選抜から導入)を決めたことは、評価 できる。新たな制度導入により、入学者受入れ方針に沿った学生が確保で きることを期待する。

#### ○地域社会等との連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策

(38)協定自治体の首長との定期的な情報共有体制を構築するなど自治体との連携を強化するとともに、総務省の域学連携地域づくり実証研究事業に採択され大学の知的・人的資源を地域で活用するようなカリキュラム構築に関する研究にも取り組んだ。今後も地域活性化や人材育成といった課題に地域とともに取り組む中で、大学と地域がともに育つような関係の構築を期待したい。

## ○国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的方策

(44) 学生の交換留学先を確保するため、外国人が室長を務める国際化推進室を設置し、単位互換可能な学生相互派遣協定校を大幅に増やすとともに、事前研修、相談窓口、危機管理対応など学生が安心して留学できる事務体制を整備したことは評価できる。交換留学により、県立大学の国際化が進むことを期待したい。

## ▼課題となる項目

## ○3つの方針の明確化に関する目標を達成するための具体的方策

(5) 授業科目ごとの「学習到達目標」および「成績評価基準」を明確にする取り組みを開始したにとどまっており、すべての授業科目について明確にするまでには至っていない。

## ○大学院教育の充実に関する目標を達成するための具体的方策

(6) 各研究科における「人材の養成に関する目的」および「学位授与基準」の 各種点検作業に着手したところであり、点検を行ったとまではいえない。

#### Ⅱ 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目35項目中33項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	Ш	II	I	合 計
法人の自己評価	項目数	4	29	2	_	35
	割 合%	11. 4	82. 9	5. 7	_	100.0
評価委員会評価	項目数	2	31	2	_	35
	割合%	5. 7	88. 6	5. 7	_	100.0

#### ▽評価できる項目

#### ○人事制度の改善に関する目標を達成するための具体的方策

(59)多額の外部資金を獲得した教員を表彰する制度が、外部資金の獲得に対する教員の意欲を刺激することにより、獲得額の増加につながるとともに、 研究の活性化に資することを期待したい。

## ○財源配分の重点化に関する目標を達成するための具体的方策

(62) 一般研究費について、計画的かつ効率的な執行を図るための検討にと どまらず、複数年にわたり効果的に利用できる制度を定めたことは評 価できる。

## ▼課題となる事項

## ○人事制度の改善に関する目標を達成するための具体的方策

(60) 勤務実績を雇用契約期間に反映させる雇用制度を定めたが、評価結果を給与に反映させるような年俸制適用職員の給与体系の制度化は図られていない。

# ○施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策

(75) 施設設備の現状把握のための台帳整備は行ったが、計画していた施設設備の改修計画の策定には取り組むことができていない。